

第1分科会：朝鮮民主主義人民共和国の現状と朝鮮半島情勢の展望
--------------------------------

## 対外経済関係にみる朝鮮民主主義人民共和国のプラグマティズム

### —経済政策における人民経済計画法の位置を中心として—

三 村 光 弘 (大阪大学・大学院)

朝鮮民主主義人民共和国（以下共和国と略す）は、1980年代の終わりから1990年代のはじめにかけての旧ソ連・東欧の崩壊と、中国の経済政策の変更により、社会主義市場を失った。この後の共和国の経済政策は文字通りの自力更正を行わなければならない状況に陥った現実を受けて、比較的短い期間のうちに、大きな変化を遂げてきた。その変化の主要な特徴は以下の2点である。

- 1) 現実主義的要素、物質的生活の重視
- 2) 改革・開放の拒否と社会主義的要素の堅持

1990年代における共和国の経済政策を法の側面を中心として見ると、1991年の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の成立、1992年の憲法改正と外国人投資法の制定、1993年12月の朝鮮労働党中央委員会総会における第3次7カ年計画の一部計画不達成を基礎とした、農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義を柱とする新経済戦略の発表、1993～94年の対外経済関連法・行政法規の大量立法など、1)の要素を含むものが多かった。1998年9月の憲法改正も対外経済関係の奨励規定の強化、所有権規定の若干の調整、国営企業の独立採算制規定の追加など基本的には1)の延長線上にあると考えてよい。

共和国の対外経済開放路線は従来の政策とは大きく異なり、一部地域ではあったとしても、法ですべての社会規制を行うことを宣言し、100%外資企業を含む資本主義的な経営方法を許容するなど思い切った内容のものであった。しかし、その中核となるべき羅津・先鋒自由経済貿易地帯が設置されてから8年がたった現在でも、同地帯の経済活動はそれほど活発に行われていない。同地帯を北東アジアの貿易・金融の中心地にしようという当初計画は失敗に終わったと考えても

よいだろう。

共和国はこのような状況の中でも、UNDPなどの協力の下で保税加工区の設置の検討を進めているようであり、共和国が対外経済交流の拡大を含む1)の路線を放棄したとは考えにくい。

1999年3月の人民経済計画法の制定は、共和国が計画経済の堅持という2)の路線を明確に打ち出したことから、日本国内では共和国が改革・開放を拒否した証左として報じられた。しかし、共和国が1984年に旧合弁法を制定してから今日まで、改革・開放を標榜したことは一度もなく、一貫して自立的民族経済建設路線を堅持してきた。

人民計画経済法は従来の計画経済の手法を本質的に変更するものではなく、共和国においては、従来あったさまざまな規定を発展させて法律としたものとしてとらえられているようである。その特徴は「経済発展を科学的に見越した国家の指令」(第1条)によって経済運営を行うことであり、共和国の経済は「生産手段に対する社会主義的所有に基づいている計画経済である。」と規定する。また、「自立的民族経済の基盤を強化」することも規定している(第2条)。1998年の憲法改正と関連して、「国家は、社会主義経済法則と現実的な条件を正しく見積もって科学性、現実性、動員性が保障された人民経済計画を立て、計画実行の規律を強化し、経済事業で実利を出すようにする。」と実利を重視することを規定している(第6条)。実利の重視の具体的内容としては、憲法第33条2項に規定される独立採算制の重視が考えられる。共和国はいまのところ従来通り計画中心の社会主義経済を維持していくようである。

しかし、ここで見落としてはならないのは、共和国が改革・開放路線をとらず、従来通りの社会主義経済

を堅持することを標榜しているからといって、経済運営を1980年代以前と方法で行うことはできないということである。社会主義市場の崩壊によって、共和国は有利な貿易条件で取引を行ってくれる相手方を失った。共和国の貿易の相手方としては国際市場しかない。この点が1990年代以降の共和国の経済政策を規定する最も大きな要因である。ただし、共和国を取り巻く国際情勢を見ると、冷戦の終結による緊張緩和が未だになされていない。このことを考慮すると共和国が新しい時代に適した経済政策を選択できる状況にはまだなっていない。

共和国の人民経済計画法は、内容的には従来の経済政策とほぼ変わらない内容を持っている。これは社会主義市場が崩壊し、共和国が新たな経済的環境の変化に対応する必要性を認識しながらも、多様な選択肢から経済政策を選択できない状況の下で、国内経済の発展を図ろうとした苦心の産物である。この選択は米朝・日朝国交正常化など国際情勢の変化によって、共和国が新たな経済政策の選択肢を手に入れるまでの暫定的な選択であり、国際情勢の変化とそれにもなう経済政策の変更にもなっていて、この法律の内容が将来的に大きく変化する可能性も否定できない。

## 金大中政権の太陽政策と北朝鮮の変容

パク  
朴

イル  
一 (大阪市立大学)

### 報告の課題

南北の経済交流を進め、北朝鮮に改革・開放を促そうという金大中政権の太陽政策が試練にさらされている。度重なる南北の軍事衝突によって、韓国の野党のみならず連立与党内部からも、こうした宥和政策の見直しを求める声が高まっているからである。なかでも野党勢力は、「北朝鮮の変化を引き出す効果がなくなり、挑発を誘導するだけだ」と金大中政権の太陽政策を厳しく批判している。実際のところは、どうなのだろうか。やはり北朝鮮経済に大きな変化は見られないのだろうか。

今回の報告では、できるだけ北朝鮮の資料に依拠しながら、外部からは見えにくい北朝鮮の政治・経済の動きを読みとるという作業を通じて、以下の論点について考察してみたい。

①金日成主席亡き後、金正日体制下で北朝鮮経済の政治・経済システムがどのように変化したか、あるいは変化しようとしているのか。

②金大中政権の太陽政策が北朝鮮経済にどのような影響を与えているのか。

③その上で、日本は北朝鮮という国に、どのように向き合っていけばいいのか。

以上のような問題意識にそって、報告は以下のような順序で進めたい。フロアーからの活発な議論を期待したい。

- I. 煽られる朝鮮半島の危機
- II. 金正日新体制下の北朝鮮はどう変わったか
  1. 金正日体制下の北朝鮮経済の変化と連続性
  2. 計画経済から市場経済へ
  3. 太陽政策の影響
  4. 軍と改革派の確執
  5. 金正日総書記の発言から見た北朝鮮の方向性
- III. 北朝鮮がミサイルと核開発にこだわる理由
- IV. 日本は北朝鮮とどう向き合うべきか